

5月は消費者月間です

2012年度
「悪質商法にだまされない！
カレンダー」を無料配布

日常生活に関わりのある悪質商法の手口を知ることで、悪質な事業者にだまされないようにしましょう。5月7日(月)から産業振興課と市民図書館全館で無料配布します。部数に限りがありますので、配布は1世帯1部とさせていただきます。なくなり次第終了します。

消費生活ミニ講座

ゆめニティまつばら3階「マッキーステーション」にて、消費生活専門相談員による悪質商法に関するミニ講座を行います。ぜひ参加ください。
▶とき 5月29日(火) 午後2時30分～(1時間程度) ▶テーマ 「儲かります」に気を付けて!! ▶定員 先着10人から15人程度
※参加費は無料です。また、参加者の皆さんへ啓発物品を進呈します。

～市政出前講座～

毎年5月は「消費者月間」です。悪質商法の手口などを知っておくことは、被害に遭わないためにも大切なことです。



市では市政出前講座として、消費生活専門相談員が出張し、「悪質商法の被害に遭わないために」などのテーマで消費生活に関する講座を行っています。
※時間は30分程度でお願いします。
申込み 開催予定日の1カ月前までに市長政策室へお申し込みください。
問合せ ▶内容については、産業振興課 ▶申し込みについては、市長政策室

メール交換サイトでのトラブルにご注意

手軽なコミュニケーションの手段として、メール交換サイトがあります。利用が増える一方で悪質なサイトとのトラブルも急増しています。

★トラブルの事例

- 最初はサイト内で普通にメール交換を行っていたが、特定の人と仲良くなり、その人の言われるままにサイトを利用するためのポイントを購入していた。また、その人と会うために多額なお金を支払ったのに一向に会えない。
- 無料となっていたので登録したら、利用料を請求され、あわてて退会手続きをしようとしたら、違約金や退会手数料を請求された。
- サイトから芸能人と連絡が取れるとメールが届き、やりとりをしていたら高額な料金を請求された。
- 「お金をあげるから」と言われやりとりをしていたが、一向にもらえず、ポイント代が高額になった。



★対処方法

メール交換サイト全てが悪質ということはありませんが、悪質サイトを見分けることは難しく、気が付いたら騙されていたということがあります。
○多額な請求をされたときは、支払う前にご相談ください。
○「お金をあげるから」「芸能人と連絡が取れる」など、うますぎる話には乗らないようにしましょう。
○請求されるままに画像や個人情報などを送らないようにしましょう。



劇場型詐欺にご注意

近年、投資詐欺の手口も巧妙になり、社債や未公開株などに絡んだ被害が増えています。

★詐欺の手口

最初はA社から社債や未公開株など金融商品関係のパンフレットが届いたり、「パンフレットが届いていませんか？」という電話があります。



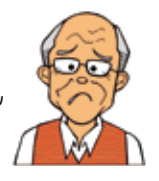
次にB社から電話があり、「A社の社債を持っていたら高く買い取りますよ」とか「A社の社債をほしがっている人がいるので代わりに購入してもらえませんか？」などと勧誘してきます。

「これはいい話かも」と思いお金を振り込み、社債が届いたので買い取ってもらおうとB社へ電話をかけたところまったく通じず、A社も連絡が取れなくなっていた・・・というものです。

- その他にも
- 「パンフレットを持っている人しか買えない」「その地域限定です」「数に限りがあります」など巧妙に迫ります。
 - 時間をかけて、複数の人数で役割を分担してくるので、騙されていると思わせません。
 - パンフレットやホームページなどは、立派なものを作成している場合があり、信用してしまうことが多いです。

★対処方法

- 業者と連絡が取れなくなるのがほとんどで、いったん振り込んだお金を取り戻すことは難しいです。
- うますぎる話には乗らないようにしましょう。
- 理解できない内容や商品には、手を出さないようにしましょう。
- すぐにお金を振り込むのではなく、家族や知人に相談しましょう。



年々巧妙になっている詐欺などの手口。「自分だけは大丈夫」と思っていますか？手口を知ることによって消費者トラブルは防げます。一人ひとりが気を付けましょう！
▼問合せ 産業振興課(☎3337・3112)

劇場型詐欺とメール交換サイトでのトラブルについては、「被害額が大きく、お金が返ってくるのが少ない」「最近松原市内でも増えている」「気を付けていればトラブルを防げる」という理由で取り上げました。

- クーリング・オフとは 特定の取引について契約した場合、一定期間内であれば一方的に無条件で解約ができる制度です。クーリング・オフをするには、必ず書面(はがきなど)で業者などに通知することが必要です。
- クーリング・オフの対象 法律に規定された特殊な契約方法・内容である原則すべての商品・サービスが対象です。
- クーリング・オフが可能な期間 契約書を受け取った日から、その日を含めて原則8日以内です。ただし、マルチ商法、内職・モニター商法は20日以内です。期限内に通知書を発信すれば、相手方への到達は期限後でも有効です。
- クーリング・オフができない場合 ●店舗販売、通信販売で商品を購入した場合(通信販売でクーリング・オフはできませんが、返品特約の表示がなければ返品可能となりました) ●価格が3000円未満のもので商品の引き渡しやサービスの提供を受け、かつ代金の全額を支払った場合 ●化粧品など消耗品を一部使用した物(未使用品は可能)
- 自動車の契約は対象外
- クーリング・オフ期間が過ぎても不適切な勧誘により、誤認、困惑して契約した時は、「消費者契約法」などにより契約を取り消せる場合がありますので、あきらめず消費生活相談コーナーへご相談ください。

対象となる契約
訪問販売 / 電話勧誘販売 / エステ / 語学教室 / 家庭教師 / 学習塾 / パソコン教室 / 結婚相手紹介サービス / マルチ商法 / 内職・モニター商法 / 生命・損害保険契約など